

離婚に伴う親権者指定

父母一方の単独親権

民法は離婚前の父母の共同親権から離婚後は単独親権を採用し、父母が離婚するときに未成年の子があれば、父母の一方を親権者と定めなければならないとしています。

協議離婚の場合、父母が協議離婚をするときは、その協議でその一方を親権者と定めなければなりません（民法819条①）。離婚届には親権者およびその親権に服する未成年の子の氏名を記載しなければならず（戸籍法76条）、未成年の子があるのに親権者の記載のない離婚届は受理されません（民765条①）。

調停離婚の場合、離婚調停において離婚とともに親権者の指定について合意が成立し、これが調書に記載されたときはそれによって確定判決と同一の効力が生じ、直ちに離婚および親権者指定の効力が生じます。

裁判離婚の場合、裁判所が離婚認容の判決をする際に、その附帯事項として判決の主文で父母の一方を親権者に指定します（同819条②）。裁判離婚の場合は裁判所が離婚とともに親権者を指定しますから判決の確定と同時に親権者指定の効力を生じます。

離婚の際の親権者指定は、「子の幸福のため」の基準によって判断すべきであり、子を見捨てて親の意思だけで決まるものではありません。子が幼児のときは、母の親権者指定が原則的に考えられますが、具体的な事情すなわち、子の年齢、性格、父・母との子の生活状態、離婚後の生活の状態・環境などを慎重に考慮すべきです。

親権者が子の監護養育をするのが一般的ですが、事情によっては、監護権を母に、監護権以外の親権を父にというように、監護する者と親権者とを分けて指定するという決め方も可能です。

離婚後、子の利益のために必要があると認められるときは、親権者の変更が可能とされます（同819条⑥）。この親権者変更は父母の協議だけではできず、必ず家庭裁判所の調停または審判によらなければなりません。

親権者の変更には、子に対する愛情、父母の健康、性格、生活の実情ないし生活環境、過去の監護養育の実態、今後の監護養育の見通し、子の年齢、意思、生活環境変更の適否など、子の生活上の一切の事情を考慮すべきです。とくに子の意思の尊重は重要で、15歳以上の子についてはその子の陳述を聴かなければならないとされています。

